

昭和三十一年三月十五日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君

委員 大平 正芳君 理事 保科善四郎君

理事 受田 新吉君

大坪 保雄君

北 吟吉君

椎名 隆君

高橋 等君

床次 徳二君

松浦周太郎君

山本 正一君

西ヶ久保重光君

石橋 政嗣君

西村 力弥君

出席國務大臣

國務大臣 清瀬 一郎君

出席府府委員

法制局長官 林 修三君

委員外の出席者

議員 山崎 巖君

専門員 安倍 三郎君

三月十五日

委員勝岡田清一君辞任につき、その補欠として西ヶ久保重光君が議長の名指で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出、衆法第一号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

憲法調査会法案を議題とし、質疑を

第一類第一号 内閣委員会議録第二十四号 昭和三十一年三月十五日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十四号 昭和三十一年三月十五日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十四号 昭和三十一年三月十五日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十四号 昭和三十一年三月十五日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十四号 昭和三十一年三月十五日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十四号 昭和三十一年三月十五日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十四号 昭和三十一年三月十五日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十四号 昭和三十一年三月十五日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十四号 昭和三十一年三月十五日

続行いたします。飛鳥田君。

○飛鳥田委員 それでは憲法調査会法案について質問を申し上げます。

前回、たしか二十二特別国会だと記憶をいたしておりますが、私の本会議における質問に対して清瀬大臣は、この現行憲法はマッカーサー憲法であるとお述べになり、これをその後取り消されたのでありますが、その御趣旨は、押しつけられた憲法であるというように受け取れるのでありますが、いまだにこうお考えになつていらつしやるのかどうか、これから伺いたいと思つております。

○清瀬國務大臣 私が現行憲法を簡略にマッカーサー憲法だと称しますのは、ちょうど明治時代に作られた憲法を明治憲法と言ふのと同じであります。簡略化した名前でありまして、皆さんがその名前をおきらいのようでありまして、今に至るまで私の演説、論文等にはその文字は使っておりません。現行憲法ができましたときに、わが国では言論の世界一般における自由がなく、あの当時いかなる経緯でこの憲法案が提出されたかということはいまわたくしは知りません。それから占領後、あのときはこうであつたといふことが逐次判明いたしました。それによりますと、わが国当時の内閣、幣原内閣においても、松本博士主宰のもとに一案を用意されたのであります。昭和二十一年の二月の初めに、わずかなる時間で現行憲法の草案ともいふべきものができ、またこれをもとに

して日本政府は憲法原案の作成を要求せられたのは事実であります。押しつけられた日本の言葉は意味の広い言葉であります。その状況を押しつけるといふならば必ずしも言葉の乱用でもなかるが、私自身としては押しつけの有無にかかわらず、一國の憲法は占領時代すなわち国民が完全なる自由を持たぬ時代には制定するのはよろしくない、こういう考えを持っております。あのときの私の提案趣旨弁明の演説をあらん限りの私に当時押しつけという言葉は避けて、占領時代にできたものだからということに重点を置いて説明いたしております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、マッカーサー憲法という呼び名は明治憲法と同じだ、そういう略称であるといふふうに御説明になりましたが、そのまゝ受け取りたいのですが、ところがあなたの御説明を讀んでみまると、「国会を解散して、自主的、新たな憲法と、マッカーサー憲法とどちらがよいか」という選挙をやってみようと思つておられます。こういうふうにしておられる。すなわち自主性のない憲法である、今度作ろうとするものは自主性のあるものである、こういうふうに対置をせられておるのであります。決してこれはただ単に明治時代にできたから明治憲法と呼び、マッカーサー元帥の占領中にできたものだからマッカーサー憲法と呼ぶというふうな単純な呼称のようには受け取れないのであります。あなたが占領時代にできたものである、こういう意味を含

め、押しつけという言葉はあえて使わないが、実質的な意味としては同様なものと解釈をしてきつつかえない、こういうふうな今お述べになつていらつしやる。そういうものを含めてマッカーサー憲法と呼びになつてゐるのかどうか、もう一度伺わしていただきましょう。

○清瀬國務大臣 重ねてお問いでありますから申し上げますが、あのときの私の説明は党を代表しての説明でありまして、党の同僚とも諮つて、きわめて客観的に説明いたしておるのであります。ごく簡単にありますからこれを引用しますれば、「現行の日本国憲法は、昭和二十一年、すなわち、わが国の主権が連合国最高司令官の制限のもとに置かれておつた時代に制定せられました。ことに、その法文は、同司令官の示唆と指導のもとに、きわめて短時間の間に立案せられたのであります。これは世間周知のことでありまして、こういうことを言ひまして、具体的にマッカーサーとかホイットニーがこの案を作るについてフィジカルな圧迫を加えたか、あるいはまた国会がこれを制定する際に連合国の意見を待つて初めて修正が許された。私は当時追放最中でありましたから、事実知らないことは抜いておきまして、ともかくもあの降伏文書で、日本の天皇も、日本の政府も、この指令のもとにあるんだというその規則のもとにおいてやられたからということに重点を置いておきまして、具体的にその圧迫事実には言及しないように自分で慎んでおり

ます。しかしながら今各方面でだんだんと明白になつて、押しつけという言葉が院内にも使用されております。押しつけという言葉は俗語でありますから、そういうことを押しつけといふことは言えぬでもないんです。本来民主主義、自由主義に徹底したならば、今は占領中だから暫定憲法は作らずとも、永久の憲法を占領中に作らずといふことは遠慮すべしといふことは、マッカーサーも考へてしかるべきものであつたんです。その証拠にはこの戦争を始める最中にルーズベルトとチャーチルは、たとい勝つても負けても政府の形態を他人に押しつけまいという大西洋憲章を出している上から見れば、占領中に政府の形態を作つてこのようにせよといふことを押しつけと言つても、日本の国語としては無理じゃないと思ひますけれども、私はそのときはその言葉を避けております。

○森(二)委員 私は今の飛鳥田委員の質問に関連いたしまして、清瀬文相にお尋ねし、特にあなたがこの憲法改正の調査会の担当の大臣であるという地位を私は非常に重視しなければならぬと思つております。あなたは本会議でもマッカーサー憲法という言葉を使つて、それを取り消しなされた。その取り消しなされたといふことについては、やはり私はあなたに大きな反省があつたからでなからうかと思つております。単にあつたこの場を議会の議事の運営を一時しのぐために、あなたは自分の本心にもない取り消しをなさつたも

のでなからうかと思つておつたんであります。ところが今のあなたの御答弁を拝聴しておりますと、自分はやはりその後もマッカーサー憲法という言葉を使つておる、しかもその使つておるのは、かつての旧憲法が明治時代に作られたから明治憲法と言つておる、一つの呼称として呼ぶ上において便宜なためにそういう言葉を使つておるといふような印象を私は受けたのであります。もしもそうだとするならば、これは一國の國務大臣であり、また文政の衝に當つておられるところの大臣としては、憲法九十九條に規定するところの國務大臣あるいは議員がこの憲法を十分に順守尊重しなければならぬという規定からいいたしましても、非常に軽率な考えである。私はそういう考えでもつて文政の任に當られるということは、まことに遺憾にたえないと思うのであります。ほんとうにあなたは單なる呼びやすいからという簡単な簡単な考え方で言つておられるのか、あるいはそういう言葉を使つて、それがすなわち押しつけられた憲法だ、自由な意思によつてできたものでないといふような印象を國民に与えようとして、いわゆる現行憲法を輕視、蔑視、排斥する意味において言つておられるのか、どうも私はそういうようにとれるのであります。御所見を重ねてお尋ねしたいのであります。

とがあるものであります。そこでマッカーサー憲法という言葉が刺戟的のこたえと見えまして、あなたの方から取り消せとかいつたような声がありましたから、これは拘泥するに及ばぬから取り消したのでございます。取り消しても、また取り消したのはいけいからぬといつて私に懲罰の動議が出ました。これはどこの國でも国会にありがちなことでありまして、しいて過去のことをとがむるに及ばぬと思ひます。私はあなたの方の態度を批評するといふことは、失礼でありますからしませんが、これは国会の常であります。ただマッカーサー憲法というを使つておる人は、宮沢俊彦という博士も使つておられます。田畑忍という人も使つておられます。あなたが使つたから、あなたが使つていいといふことはない」と呼ぶ者あり。あなたの方の西村榮一さんもお使ひになつておられます。矢部貞治さんもお使ひになつておられます。そうすると、これをマッカーサー憲法といふのは、それほど不当な用語でもないか。それは今思つておるのです。

○森(三)委員 私は清瀬さんが、あなたが戦犯の弁護をなさつておるときに、しばしば拝聴しました。また特に法曹界の大先輩として尊敬もしておつたのです。ところが、あなたが現在の鳩山内閣に閣僚として入り、政界人として復活して以来あなたの言辭といふものは、非常に時代逆行する言辭を弄されておる。特にあなたは今、宮沢博士その他の方々が、マッカーサー憲法と言つておることを引用して、そして自分の言つておることを肯定しようといふことは、まことに態度が卑怯であると同時に、あなたの信念のないことに、私は驚かざるを得ない。私は明治憲法と、マッカーサー憲法という称号自体が不似合いなものだと思う。明治憲法というのは、時代を象徵したもの。現在の現行憲法を時代的に言ふならば、後世では、あるいは次の時代になつた場合には、明治憲法と並んで、これを昭和憲法といふかも知れない。何とか別な称号を申すかも知れません。現在において、つまり過去の時代を現わす言葉と、そしてまた個人の名前を付した憲法を、しかも現在日本の現行憲法でしよう。しかも現行憲法の九十九條には議員も國務大臣も憲法を順守並びに尊重の義務を負わされておるではありませんか。それを言論の自由を保障されておるところの學者連中、それらの人々が呼んでゐるから、私も呼んでもいいといふことは非常にあなた自身の自主性がなかつた。私は一國の文部大臣がそういうような不信念な、しかも現行憲法を輕視、そしてそれを侮辱、拒否するがごとき態度をあなたはとつておられると思うのですが、これはわれわれはあらためてあなたの現在の地位に対する問題として、徹底的に究明しなければならぬと思つておる。あなたが重ねてあなたは現行憲法尊重の九十九條の解釈上からいつても、あなたの用語が妥当でないと思つておる。あなたが重ねて、重ねてあなたの御答弁をお願いいたします。

○清瀬國務大臣 マッカーサー將軍は、立場は違ひますが一世の將軍であります。それゆゑに「マッカーサー」といふ言葉には何も輕べつての意味はないのであります。マッカーサーが、わが國を連合軍司令官として治めておられた時代にできたのをマッカーサー憲法といふのは、明治時代の憲法を明治憲法といふのとちつとも違ひないのです。あなたは私が信念が動揺しておるとおっしゃるが、當時使つたマッカーサー憲法を今もマッカーサー憲法といふのだから、やはり信念が一貫しておるのです。ただ、言葉といふものは一人が使つたのではジャスティファイされない、(これは重大問題だ)と呼ぶ者あり。たくさんの方がずつと使つて初めて言葉になるのです。(それならなぜ取り消した)と呼ぶ者あり。ちよつと待つて下さい、発言中です。言葉がいかに悪いかといふことは、一人が使つてその言葉がいいか悪いかといふことではないのです。多数の人が使ひなれて、初めて言葉が成立するのであります。今私があげました人は憲法界で、日本の學界で著名な人です。宮沢先生はともかくも憲法のオソリテイで、矢部先生もしかりです。あなたの方の西村榮一さんよりもつぱな代議士でございませう。こういう方々も使つておられるといふことは、これは決して憲法を卑下したものでないのです。言葉は別であります。今の憲法が存在する間は、私は現行憲法を順守します。順守して、一べんも私は、私の党派は現行憲法に違反したことはないのです。暴力的に議會をとめようとしたこともありませんし、警察の行動をとめようとしたこともありませんし、私の方が憲法を順守しておるのです。すなわち現行憲法については、改正されるまでは絶大な尊敬を払うつもりでございます。

○飛鳥田委員 今、森君の質問に対して、マッカーサー憲法という言葉は取り消した。しかし私たちは今でも、特に私は今でも使つておるのであつて、信念の変更はない、こうおっしゃつたわけですね。しかし一休事いやしくも議員たるものが本會議において取り消したものを今なお平然とこれを使うと言ひ、その信念に変更がないと言われる。そしてこの公式の委員會の席上においても、一度本會議において取り消されたものを再び平然とお使ひになるといふことに對しては、私たちは大臣としてではなしに、議員としての誠実さを疑わざるを得ない。われわれは、本會議において取り消した言葉を再び使つて、そして平然と使ひますなどと言ひ切る方々に対して、これ以上質問を続けるわけに参りません。ここで一つ休憩をしていただきたいと思ひます。私たちは覺の態度を決定いたします。休憩の動議を提出いたします。

○清瀬國務大臣 委員長、ちよつと答弁を……

○飛鳥田委員 ちよつと待つて下さい。あなたに質問をいたしておりました。私は委員長に休憩の動議を提出いたしました。本會議においては取り消したものを、またここで平然と使うなどといふことは、議員として許されるか。(それでではなぜ取り消したのだ)と呼び、その他発言する者あり。

○清瀬國務大臣 なぜ取り消したといふお問ひがありますから……

○飛鳥田委員 今さら弁解は許しません。

○山本委員長 ただいま休憩の動議が提出されましたので、採決前に懇談をしたいと思います。その意味で暫時休憩いたします。

午前十時五十八分休憩

〔休憩後は開會に至らなかつた〕